

企業と人材の流動化により中堅・中小企業の付加価値の創造と日本経済の復活を

(2025年4月9日 中堅・中小企業活性化委員会)



- 昨年度提言「**人手不足時代の中堅・中小企業政策～生産性向上に向けた合従連衡と労働移動の促進**」(2024年4月)における基本的な考え方
…中堅・中小企業の実産性向上のネックは企業保護による過当競争。新陳代謝を促進する政策へと転換し、競争力のある企業に資本や労働力を効率的に移すべき
- 本年度は、この基本的な考え方を踏まえてさらに具体策を深掘りし、「**成長を加速させる支援**」および「**エッセンシャルワーク領域への労働移動の促進**」の2つの柱で改めて政府に対して10の提言を行うもの

成長を加速させる支援

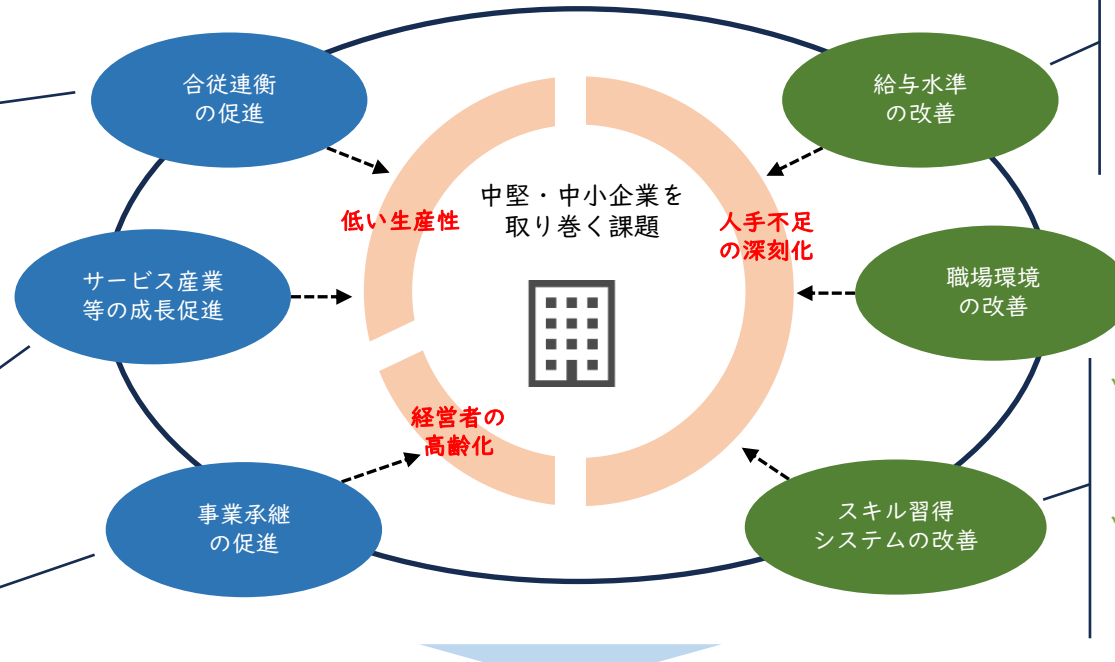
➤ 生産性の向上により、中堅・中小企業の賃上げを促進

- <買い手側に対するインセンティブ>
- ✓ **株式譲渡における譲受額と純資産額の差額の税務上の損金算入**
※中堅・中小企業同士の株式譲渡に限る(5年償却)

- <売り手側の保護>
- ✓ **事業承継支援業法(仮称)の制定**
※仲介会社等の登録制や有資格者の配置、自主規制機関の設置等
 - ✓ **専門家への依頼費用に対する補助**
※対象:純資産3億円以下の売り手側オーナー、上限額:300万円

- ✓ **大規模成長投資補助金の見直し**
※製造業以外の業種の最低投資額を10億円から3億円に引き下げ

- ✓ **株式会社中堅・中小企業事業承継機構(仮称)の設立**
※純資産10億円以上の中堅・中小企業の従業員承継を支援



エッセンシャルワーク領域への労働移動の促進

➤ デスクワーク領域からの円滑な労働移動を促進することにより、エッセンシャルワーカーの不足による経済活動の停滞を回避

- ✓ **職種別最低賃金制度の導入**
※中央最低賃金審議会がエッセンシャルワーク領域の特定最低賃金の目安も示す
- ✓ **エッセンシャルワーク定着補助金の創設**
※その他の職種からエッセンシャルワーク領域に再就職し、6か月間定着した者に対し、再就職前後の賃金差額を補助(上限:300万円/年×2年)
- ✓ **業界内の業務標準化の支援**
- ✓ **エッセンシャルワークお試し体験制度の導入**
※ハローワークが求人票に「お試し体験可」と記載している事業者を求職者に紹介。当該求職者が教育訓練給付を活用する際に給付率および上限額を引上げ
- ✓ **プロフェッショナル人材事業の拡充**
※「プロ人材」に加えて、中堅・中小企業のエッセンシャルワーク領域における管理業務等の実務面で即戦力となりうる大企業のデスクワーカーも対象に

※本提言における「エッセンシャルワーク領域」の定義
①輸送・機械運転・運搬、②建設、③生産工程、
④商品販売、⑤介護サービス、⑥接客給仕・飲食物調理、
⑦保健医療専門職、⑧農業・林業・漁業の8職種

中堅・中小企業の付加価値の創造／日本経済の復活